

めの措置が講じられた。

③ 通勤手当

ア 交通機関等利用職員については、運賃相当額の全額支給の限度額が、4月1日より10,000円に引き上げられ、2分の1の加算の限度額は4,000円とされた。

さらに、本県独自の改善策として11月より、全額支給の限度額が11,000円に、2分の1の加算の限度額が6,000円(最高支給限度額17,000円)に引き上げられた。

イ 自転車等交通用具使用職員については、4月1日か

ら「2km以上5km未満」のものについて1,600円に引き上げられた。その他の距離のものについては前年同様である。

④ 初任給調整手当

医療職給料表(-)の適用を受ける医師に対する初任給調整手当の支給限度額が14万円に引き上げられた。

⑤ 義務教育等教員特別手当

手当の支給限度額が10,100円に引き上げられた。

2 諸手当一覧

給与の種類	支給条件		支給日	備考	
	支給対象者	支給率又は支給額			
給料の調整額	特殊学校の教員(特殊免許の有無に関係なし)	給料月額×8%	給料の支給日		
教職調整額	義務教育諸学校等の教育職員に対し、その職務と勤務状態の特殊性に基づいて支給される手当であり、次の教育職員に支給する。 職務の等級が2等級、3等級の者	給料月額×4% (1等級の者には給料として加算額支給 小・中学校……3,500円 高校等……3,500円)	同上	48.1.1から 49.4.1から 改定	
手 当	1 給料の特別調整額(管理職手当)	部長相当職……………給料月額×20% 課長相当職……………同 上×16% 校長……………同 上×12% 教頭(1等級)……………同 上×10% " (2等級)……………同 上×8%	同上	50.1.1から	
	2 初任給調整手当	大学又は大学院修士課程修了後、4年以内、博士課程終了後、3年以内に採用された者 (1) 特殊職員初任給調整手当…………… 高等学校又は工業実習の免許状を有して工業の教科を担当する教諭 (2) 一般職員初任給調整手当…………… 第1種手当該当以外の小・中県立各学校の一般教科を担当する教諭 (注) 行政職、及び医療職(□)の給料表適用者についても教員に準じて支給される。	1年目……………2,500円 2年目……………2,000円 3年目……………1,500円 4年目……………1,000円 5年目……………500円 1年目……………1,000円 2年目……………700円 3年目……………400円	同上	
	3 扶養手当	他に生計のみちがなく、主として職員の扶養を受けている者で次に掲げる者 (1) 配偶者(内縁を含む)……………月額 6,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族のうち2人……………月額 各 2,000円 (3) 母子家庭の世帯主等配偶者のない職員 の扶養親族のうち1人……………月額 4,000円 (4) その他(18歳未満の子・18歳未満の弟妹) (60歳以上の父母等)……………月額 400円 (注) 上記親族でも、年間所得が580,000円(月額48,300円)程度以上あるときは、扶養親族とは認定できない。		同上	50.4.1から 改定 51.1.6から
	4 通勤手当	住居と勤務公所の距離が2km以上ある者が次の交通機関又は交通用具を利用して通勤する者。 (1) 交通機関…………… (2) 交通用具……………(自転車等)	1か月定期乗車券の額。ただし11,000円を越えるときは、越える額の½(6,000円限度)の額を加えた額。 2km以上5km未満 1,600円 5km以上10km未満 2,300円 10km以上15km未満 3,300円 15km以上20km未満 4,300円 20km以上25km未満 5,300円 25km以上30km未満 6,300円 30km以上35km未満 7,300円 35km以上 8,000円	同上	50.11.1から改定 50.11.1から改定